

JAバンクの苦情処理措置および紛争解決措置について

富士宮農業協同組合

平成30年7月1日現在

苦情処理措置の概要

当組合では、利用者様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、JAバンクに関するご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

- 1 相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 2 相談・苦情等への対応にあたっては、利用者様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけ利用者様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- 3 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当組合経営陣に報告するとともに、組合内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

まずは、当組合の窓口へお申し出ください。

北部支店 26-5168 大宮支店 26-3177 富丘支店 26-5171 西部支店 26-3567
北山支店 58-0456 白糸支店 54-0012 上野支店 58-0567 富士根支店 26-2183
山宮支店 58-1025 杉田支店 23-5678 中央支店 58-5300 東支店 26-8120
芝川支店 65-0900 柚野支店 66-0111 ローンセンター 28-2111
不動産センター 22-2255 資産相談課 21-3670

上記支店のほか下記の窓口でも受け付けます。

JA相談・苦情等受付窓口：金融部金融推進課

電話番号：0544-58-6611

電子メール：k-suisin@fujinomiya.ja-shizuoka.or.jp

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

- 4 JAバンク相談所でも、JAバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申出者のご理解を得たうえで、ご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。なお、個別のお取引内容や手続き、貯金・融資等の具体的な条件・商品内容・手数料等のお問い合わせにつきましては、JAバンク相談所ではお答えできないこともございますので、当組合の窓口にお問い合わせください。

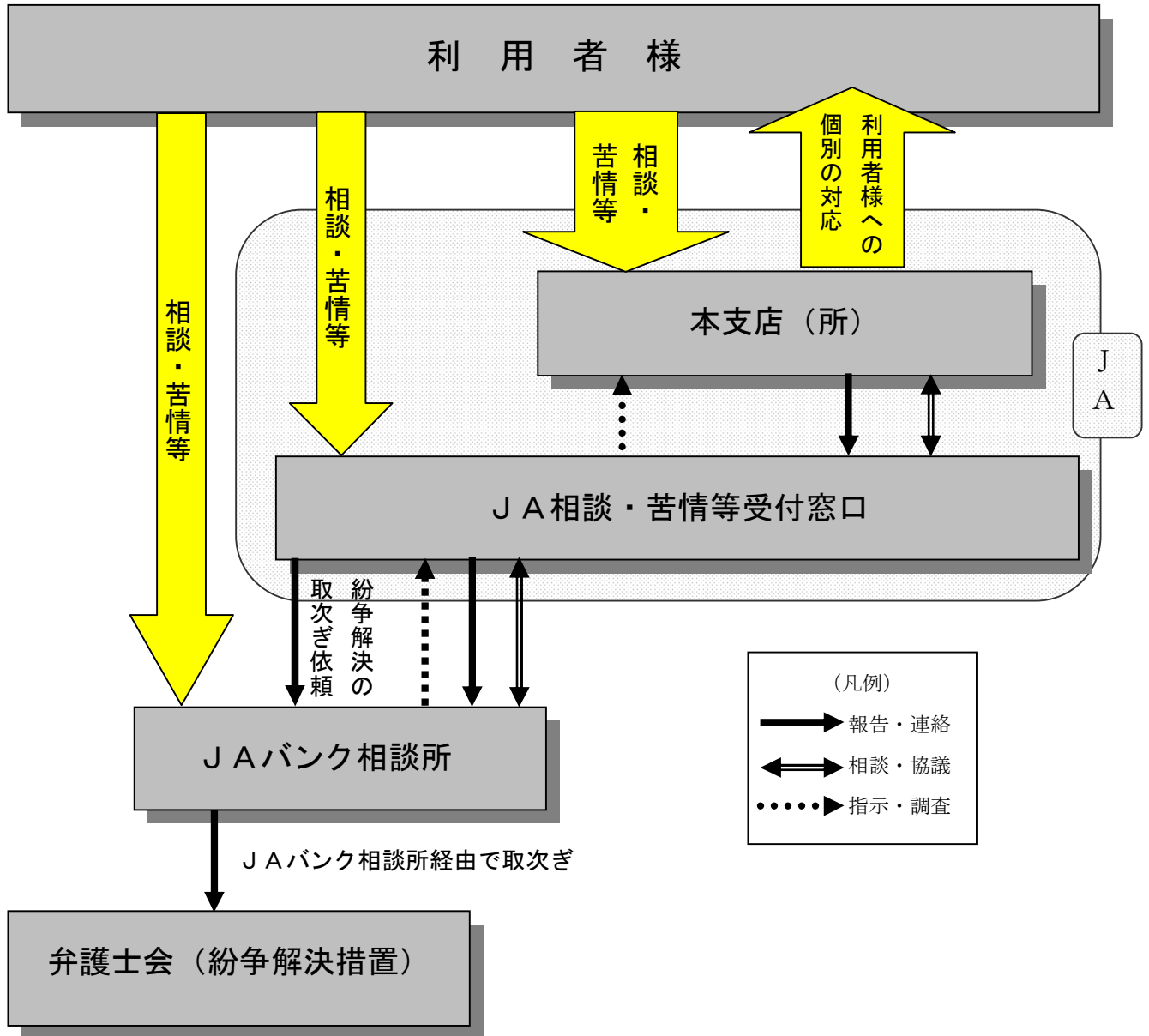
一般社団法人 JAバンク相談所

電話番号：03-6837-1359

受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

<苦情等受付・対応態勢> (平成30年7月1日現在)

当組合は、下図のような態勢で利用者様からの声を真摯に受け止め、迅速な解決に努めるとともに、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に活用します。



紛争解決措置の概要

苦情などのお申し出については、当組合が対応いたしますが、利用者様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として次の弁護士会を利用できます。

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

上記弁護士会の利用に際しては、JAバンク相談所を通じてのご利用となりますので、以下の当組合のJA相談・苦情等受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。

JA相談・苦情等受付窓口
電話番号：0544-58-6611
受付時間：午前9時～午後5時
（金融機関の休業日を除く）

JAバンク相談所
電話番号：03-6837-1359
受付時間：午前9時～午後5時
（金融機関の休業日を除く）

弁護士会以外の他の機関でも紛争解決のお申し出を受け付けています。詳しくは当組合のJA相談・苦情等受付窓口にご相談ください。